

宿泊施設バリアフリー化促進事業補助金 第2次公募Q & A

【補助対象事業者について】

Q：宿泊事業者は単独で申請可能ですか？5者以上の協議会を構成しなければなりませんか？

A：各宿泊事業者単独の申請となります。協議会を構成する必要はありません。

Q：2020年オリンピック・パラリンピック競技大会における会場等の周辺の宿泊施設でなければ申請できないのですか？

A：会場等の周辺の宿泊施設以外であっても申請は可能です。ただし、予算の範囲内で補助を行うため、全ての宿泊施設が補助対象とならない可能性があります。

Q：宿泊施設の規模に制限はあるか？

A：ありません。旅館業法の営業許可を受けている宿泊事業者であれば対象となり得ます。

Q：1つの宿泊事業者が①客室における躯体工事等を伴わない必要最低限の緊急改修（定額／上限100万円）と②共用部の改修、客室の統合等を伴う大規模改修（1／2補助／上限500万円）の両方について計画の申請を行うのは可能ですか？

A：基本的には可能ですが、①と②（客室の統合等を行う大規模改修）を行う場合、対象とする客室はそれぞれ別である必要があります。

Q：これから新設（増設）する旅館・ホテルは対象となりますか？

A：対象とはなりません。

Q：簡易宿所は対象となりますか？

A：対象となります。ただし、応募申請書類として旅館業法営業許可証のコピーが必要です。

Q：住宅宿泊事業に係る住宅は対象となりますか？

A：対象となりません。旅館業法の営業許可を取得している必要があります。

Q：特区民泊、イベント民泊に係る施設は対象となりますか？

A：対象となりません。旅館業法の営業許可を取得している必要があります。

Q：これまで観光庁の宿泊施設インバウンド対応支援事業補助金の補助を受けていますが、本補助金の申請は可能ですか？

A：可能です。

【補助対象事業について】

Q：浴室等における呼び出しボタン、ベッドのマットレス、コンセントの高さ改修等については補助の対象となりますか。

A：有識者からの御意見等を踏まえながら、現在お示ししている14の改修等を基本として考えています。

なお、この14の改修等以外の「その他バリアフリー化を促進するために必要であると国土交通大臣が認める事業」については、観光庁及び有識者委員会により、予算、要望の数、施設整備計画の内容等を総合的に勘案して、個別に判断する予定です。

Q：1つの宿泊事業者が、本補助金の1次募集（3/28～5/9）で、①客室における躯体工事等を伴わない必要最低限の緊急改修（定額／上限100万円）に応募していますが、今回の2次募集で②共用部の改修、客室の統合等を伴う大規模改修（1／2補助／上限500万円）を申請することは可能ですか？

A：申請することはできません。本補助金の申請を行うことができるのは、1つの宿泊事業者につき1回限りです。

Q：計画認定申請以降に改修内容や工事費用・補助金額の変更（増額の場合も含む）を行うことは可能ですか？

A：原則として、申請自体を取り下げの場合を除き、認定申請を行った内容を変更することはできません。

なお、計画が認定された後に提出していただく補助金の交付申請時において、2者以上の見合わせ等により交付申請時の補助金額から減額となっても構いませんが、増額となることは認められません。また、軽微な変更を除き、認定された計画における改修内容等を変更することはできません。

Q：和式トイレを洋式へ変更する場合は補助対象となりますか？

A：改修の内容がバリアフリーに係る機能向上を図るものであることが必要なため、単なる和式から洋式への変更だけであれば補助対象外となります。

【補助金額について】

Q：補助金額について下限はあるのでしょうか。

A：下限は設けていません。

Q：補助金は、消費税込みの金額で算出されますか？

A：補助対象経費の算出は原則として消費税抜きです。例えば、②のメニューの場合、補助対象事業総額（消費税抜き）が300万円の場合、補助率が1/2ですので、補助金額は150万円となります。

【応募申請について】

Q：申請を検討している事業が補助対象となるかどうか予め教えていただくことはできますか？また、予め申請書類のチェックをしてもらえないですか？

A：申請時に、個別事業の対象可否についてお答えできません。認定の可否は観光庁及び有識者委員会による計画内容の総合的な判断となります。また、申請書類の事前チェックもしておりませんので、申請の際には慎重に書類を作成してください。

【計画認定について】

Q：本事業における認定件数はどれくらいでしょうか？

A：現時点では未定です。

Q：早く提出すれば認定される確率が高くなるのでしょうか？

A：認定は到着順ではありません。申請いただいた計画を確認し、効果が高いと認められる計画に対して認定を行います。

なお、第1次公募（3/28～5/9）と今回の第2次公募の認定はそれぞれ別に行います。

Q：第2次公募の認定はいつ頃の予定でしょうか？

A：7月中をメドに認定・公表予定です。

【その他】

Q：事業（改修工事等）はいつから開始してよいのでしょうか？

A：国土交通大臣が補助金の交付決定を通知した後に事業（改修工事等）を開始いただきます。なお、第2次公募の交付決定は9月以降になる見込みです。

交付決定前に開始した場合は、当該事業に対して補助金の交付が出来ませんのでご注意ください。（①計画認定申請、②国土交通大臣の計画認定通知、③補助金交付申請、④国土交通大臣の補助金交付決定の後に事業開始）

Q：事業（改修工事等）はいつまでに終了すればよろしいのでしょうか？

A：平成30年12月末までに工事代金等の経費の支払いまでを終了していただく必要があります。なお、事業完了後は30日以内に、事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。

Q：自治体制度の補助金との重複は可能ですか？

A：各自治体における独自の補助金を活用することは可能ですが、国の補助金制度の重複は不可です。よって、地方自治体の補助金であっても、当該財源が国の予算で措置されている場合は、国と国との重複となるので申請不可となります。

Q：申請書、見積書の印について種類の指定はありますか？

A：各書類における印については、申請者（宿泊事業者）の正しい印であれば、指定はありません。ただし、計画認定申請時から補助金の支払い請求まで一貫して同一の印としてください。